

## 岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において市が交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は「ジャズの街岡崎」発信を推進するとともに、ジャズを活用した文化・観光・まちづくり振興を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、特定非営利活動法人岡崎ジャズストリートとし、補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額については別表1のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする時は、岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付申請書に補助金の交付に必要と認める書類を添えて、6月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは予算の範囲内で交付の決定を行い、その旨を申請者に通知する。さらに、この決定に際して必要な条件を付することができる。

### (補助事業の変更)

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する補助事業の計画における重要な変更を行うときは、岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助事業変更等申請書（以下「変更等申請書」という。）に必要と認める書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20%以上の減額
- (2) 補助事業内容の変更
- (3) 悪天候等による補助事業の中止

2 補助事業者は前項第3号の場合は、それまでにかかった補助対象経費について補助を受けることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合はその旨を通知する。さらに、この決定に際して必要な条件を付することができる。

### (状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助事業等状況報告書（以下「状況報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して2か月又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。この期間内に提出ができない場合は、実績報告書と併せて遅延理由書を提出しなければならない。

2 市長は実績報告書を審査し、補助金の額を確定したときは、その旨を交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき補助金を交付するものとする。

3 市長は、必要と認める場合には補助事業者に対して概算払いをすることができ、第4条で交付決定を受けた額をもって、補助事業者は、補助金の精算又は概算払いの請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

(1) 法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分又は指示に違反したとき。

(2) 第5条に規定する変更等申請書、第6条に規定する状況報告書又は第7条に規定する実績報告書の提出を正当な理由なく拒んだとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係を有するとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を記載した書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、既に補助金を交付した場合において、前条の規定による取り消しをしたときは、交付した者に対し、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が補助金の返還の必要がないと認めたときは、この限りでない。

（検査等）

第11条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応

じて補助対象者に対して報告を命ずる、又はその状況を実地において検査することができる。

(補助事業の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(協力要請)

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要なアンケート調査及びデータ提供等の協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた補助事業者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規程の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (補助事業・補助対象経費・交付額)

| 補助事業                           | 補助対象経費  | 交付額※                     |
|--------------------------------|---------|--------------------------|
| 岡崎市内におけるジャズのライブ、コンサート、展示、交流事業等 | 別表 2 参照 | 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内 |

※ 補助金の交付額は千円未満を切り捨てた額とする。いずれも予算の範囲内

別表 2 (補助対象経費)

| 項目       | 内訳                                                   |
|----------|------------------------------------------------------|
| 会場費      | 会場使用料、付帯設備費、大道具・小道具、音響照明等                            |
| 印刷費      | 刊行物・プログラム・図録・ポスター・ちらし・入場券及び台本等印刷費、印刷物デザイン料、プログラム等原稿料 |
| 広告宣伝費    | 新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、テレビ・ラジオ等放送料、駅貼り・電車・バスの中吊り広告料       |
| 会場設営費    | 会場設営費、会場撤去費等                                         |
| 運搬費      | 楽器運搬費、道具運搬費、作品運搬費等                                   |
| 映像制作・上映費 | 映像関係費                                                |
| 記録費      | 出演者への配布等を目的とした記録費                                    |
| 出版費      | 刊行物発行費                                               |
| 教材費      | 教本代、材料費、道具借上料                                        |

<備考>

事前の練習及び準備にかかる費用は補助対象外経費とする